# 7 母子・父子・寡婦・児童等の福祉

		事業名	担当	ページ
		母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業		
	母子・父子・寡婦対策	母子及び父子並びに寡婦福祉資金利子補給 母(父)と子の集いバスハイク事業	-	
		母子ホーム運営事業	こども福祉課	co
		<u>ひとり親家庭相談事業</u> 女性(男性)相談事業	-	60
		自立支援教育訓練給付金事業		
		高等職業訓練促進給付金事業 子育て支援事業利用料助成金交付	こども育成課	
		] 自《文版事条作////////////////////////////////////	ICCOH MIKI	
母		家庭児童相談室運営事業		
子	家庭児童対策	助産事業 	こども福祉課	60
		こんにちは赤ちゃん事業		
父		保育の実施及び運営	1	
•		延長保育事業		
寡	―――――――――――――――――――――――――――――――――――――	障害児保育事業		
婦		一時預かり事業   私立保育所等経営安定費補助事業	保育課	62
· 児		私立保育所等施設整備費補助事業		-
童		私立幼稚園等運営費補助事業 私立幼稚園等建設補助金事業	_	
等		認可外保育施設補助事業		
の    福		フカイナゼルンカー市ツ	1	
祉	こどもプラザ	<u> 子育て支援センター事業</u>  一休日保育事業	フルチ女子無	C 4
		病後児保育事業	- こども育成課	64
		子ども子育て安心ルーム		
	― つどいの広場 ―	一つどいの広場事業	こども育成課	64
	ファミリー・サポート・センター	<b>ラーフリーリリー 1 1 1 1                         </b>	「ぇ ばょ 女子無	C A
	7759-194-17-29-	- ファミリー・サポート・センター事業	こども育成課	64
	―― 子育てサポーター訪問事業	一子育てサポーター訪問事業	こども育成課	64
		児童館設置運営事業		
		放課後児童健全育成事業		
	<u> </u>	一放課後子ども教室 児童遊園管理事業	こども育成課	66
		簡易児童遊園設置費補助事業		
		児童育成クラブ設置育成事業		
	ながの子育て家庭優待パスポート事業・	ながの子育て家庭優待パスポート事業・		
	多子世帯応援プレミアムパスポート事業	多子世帯応援プレミアムパスポート事業 	こども育成課	66
			1	
	── 子育て支援クーポン事業 ─	- 3歳未満児家庭サポートクーポン	こども育成課	68
		多子世帯子育てクーポン		
	病児保育事業 ――	病児保育事業	こども育成課	68
	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	MANATA	TO CO HAMIN	00
	子どもの権利相談室	一子どもの権利相談室「こころの鈴」	こども育成課	68
	学習・交流・相談スペース			
	「はぐルッポ」	<ul><li>学習・交流・相談スペース「はぐルッポ」運営事業</li></ul>	こども育成課	68
	子育てコミュニティサイト	──子育てコミュニティサイト「はぐまつ」運営事業	こども育成理	68
	「はぐまつ」	2.0 / / / / 1 10 ( 6 / ) 是日书末		0.0
		一多子世帯子育てクーポン事業	こども育成課	68
				00
	産後ママ家事支援サービス事業	一産後ママ家事支援サービス事業	こども育成課	68

## (1) 現状

## ア 母子・父子・寡婦世帯の状況

社会情勢の変化とともに母子家庭や父子家庭は少しずつではありますが、増加傾向にあります。その 世帯内容については、生別母子・父子(離婚による)が全体の大半を占めています。

母子世帯について母親は生計の維持と子どもの養育という二重の負担を負い、社会的にも、経済的にも、また精神的にも不安定な状態に置かれがちです。

このため専任の母子自立支援員を置き、母子(父子)・寡婦世帯の相談業務を行うとともに、世帯の自立に向けた各種制度の利用に結び付けています。

さらに女性相談員を兼任で配置し、DV(ドメスティック・バイオレンス)の相談・対応も行っています。

表1 相談状況

年度	3	4	5
相談件数	719	934	960

表2 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付状況 (千円)

年度	母子	寡婦	父子	計
3	13件	0件	0件	13件
J	10,690	0	0	10,690
1	15件	0件	0件	15件
4	7,274	0	0	7,274
5	13件	0件	0件	15件
J	9,793	0	0	9,793

表3 利子補給状況 (円)

年度	母子	寡婦	父子	計
3	0件	0件	0件	0件
J	0	0	0	0
1	0件	0件	0件	0件
4	0	0	0	0
5	0件	0件	0件	0件
J	0	0	0	0

## イ 要保護児童の状況

本市においても、核家族化や女性就労の増加、地域連帯感の希薄化などにより、家庭や地域の養育機能が弱まり、子どものいる家庭が子育ての不安や悩みを抱えているという厳しい状況があります。

このため専任の家庭児童福祉司、社会福祉主事及び家庭児童相談員を配置し対応しておりますが、 子どもを取り巻く環境の変化に伴い、児童虐待や家庭環境に関する養護相談が増加しています。(表1) 平成17年度から児童の安全確認等の初期対応や、措置が必要なケースの児童相談所への送致等の対応 が義務付けられ、さらに、平成18年度には要保護児童対策地域協議会が組織されました。

引き続き児童虐待防止のため、児童相談所をはじめ関係機関との連携を図り、早期発見と早期予防の対応に努めます。また、11月の児童虐待防止月間にはオレンジリボンキャンペーンを展開し市民への啓発を図っています。松本市母子ホーム(母子生活支援施設)については、平成31年4月1日現在6世帯が入所しており、入所者の処遇向上、自立促進に努めています。

表 1 相談状況(新規相談)

		養 護	相談	保	障	非 行	相談	首	<b>〕</b> 成	相	談	<b>ブ</b>	
年度	種別	相談虐待	環相ぞ 境 家 庭	体健相 談	相談児	等相談 為	等相談 無法行為	性 相格 談 動	相 登 校	適性相談	育相 しつけ・	相談の	計
2	件 数	42	264	16	158	1	1	9	8	0	12	1	512
J	比率 (%)	8.2%	51.6%	3.1%	30.9%	0.2%	0.2%	1.8%	1.6%	0.0%	2.3%	0.2%	100.1%
1	件 数	48	359	6	193	3	1	12	9	0	6	1	638
4	比率 (%)	7.5%	56.3%	0.9%	30.3%	0.5%	0.2%	1.9%	1.4%	0.0%	0.9%	0.2%	100.1%
5	件 数	45	409	0	197	1	0	7	8	0	7	7	681
)	比率 (%)	7.1%	60.1%	0.0%	28.9%	0.1%	0.0%	1.0%	1.2%	0.0%	1.0%	1.0%	100.4%

## ウ 保育園・幼稚園・認定こども園・小規模保育園の内容

保育園は、児童福祉法の規定に基づく児童福祉施設であり、保育を必要とする子どもを保護者に代わって保育する施設です。

幼稚園は、学校教育法の規定に基づき、義務教育及びその後の教育の基礎をつくるための幼児教育を行う学校です。

認定こども園は、保育園と幼稚園の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。 小規模保育園は、0歳~2歳児を対象とした保育施設で、定員19人以下の少人数で保育する施設 です。

一人ひとりの子どもの状況や発達過程を踏まえ、「養護」と「教育」を一体的に行い、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくりだす力の基礎を培い、生命の保持及び情緒の安定を図るよう、家庭や地域社会と連携します。また、子どもの主体性を重視した柔軟な保育を展開し、子育て支援のために乳幼児の保育に関する相談にも応じます。

#### 保育園の状況

#### (令和6年4月1日現在)

区分	市立	私立	合 計
施設数	41	3	44
定 員	5,701	265	5,966
児童数	3,770	251	4,021

#### 幼稚園の状況

## (令和6年4月1日現在)

区分	市立	私立	国 立	合 計
施設数	3	6	1	10
定 員	400	1,140	90	1,630
児童数	117	798	74	989

#### 認定こども園の状況

## (令和6年4月1日現在)

区 分	市立	私立	合 計
施設数	0	15	15
定 員	0	1,854	1,854
児童数	0	1,660	1,660

## 小規模保育園の状況

### (令和6年4月1日現在)

区分	市立	私立	合 計
施設数	0	7	7
定 員	0	128	128
児童数	0	125	125

## 工 保育事業

教育・保育を希望するすべての子どもを安全、安心、健やかに保育できる環境づくりのもとに、共働き世帯の増加、就労形態の多様化やひとり親家庭の増加、核家族化の進展などによる多様化する保育ニーズに対応したきめ細かなサービスの充実を図っています。地域活動事業として、老人福祉施設訪問等世代間交流事業、郷土文化伝承活動等を展開しています。

特別保育事業の中では乳児保育、障害児保育、全園での延長保育、また一時預かり事業に取り組み、一時的、緊急な保育需要に対応しています。

「こどもプラザ」では子育てに関する情報提供や、子育てサークルの育成及び活動交流支援、人材育成等子育て支援事業の一環として育児講座を実施、また、休日保育事業、乳幼児健康支援一時預かり事業(病後児保育)を実施しています。

## オ 保育園・幼稚園及び児童館・児童センターの整備状況

#### (ア) 保育園・幼稚園

本市には市立の保育園41園、幼稚園3園の計44園あり、児童がより良い保育環境の中で教育・保育を受けられるよう基本計画・実施計画等に基づき年次計画で老朽化した施設の改築を実施しており、令和2年度までに全44園の整備が完了しました。

なお、改築に際しては地域の保育児童数の自然動態及び社会動態等を踏まえ、適正規模で適正 配置となるよう配慮しながら整備を図っています。

#### (イ) 児童館・児童センター

児童館・児童センターは、地域の18歳未満の子どもを対象にした児童厚生施設です。寿台児童館と内田児童館を統合し、令和6年4月1日から明善児童センターを新設したため、現在26施設を開設しています。今後も計画的な改築や大規模改造を進め、子どもたちの遊びの拠点としての機能や放課後の子どもの居場所の充実を図ります。

	児童館	利用	休館日	
	九重加		小学校休業日における 当該児童館の利用時間	
児童館	元町・南郷			
セ児 ンタ ー 童	あがた・高宮・沢村・島内・ 菅野・島立・ 寿・ 二子・ 山辺・今井・田川・和田・ 新村・芳川・南部・鎌田・ 浅間・中山・並柳・岡田・ 筑摩・梓川・波田・明善	午後0時30分~ 午後6時30分	午前8時30分~ 午後6時30分	日曜日・祝日及び 12月29日から翌 年の1月3日まで

## カ つどいの広場事業

乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に集い、交流や相談ができる場を身近な地域に設置し、安心して子育てができる環境の整備を図っています。平成17年度から開始し、児童館・児童センター20カ所、支所1カ所で設置しています。

# キ ファミリー・サポート・センター事業

市内の子育て家庭を支援するために、こども育成課内に事務局を設置し、育児の援助を受けたい方と援助を行っていただける方を会員として組織し、会員相互の育児に関する援助活動を有料で実施しています。

#### ク 子育てサポーター訪問事業

ファミリーサポート事業等を補完する事業として、自宅での保育を希望する家庭にサポーターが訪問して、保育や育児に伴う家事支援等を有料で実施しています。

# (2) 母子・父子・寡婦・家庭児童

	名	称		目	的	準拠法	開始時期	要件
1	<u> </u>	小小		ш	цЛ	毕拠伍	用炉吋舟	特定要件
びし	に祉	寡資	婦金	済的自立の向上	にび寡婦家庭の経 と、その生活意欲 その家庭の福祉の 付をする。	母子及び寡 婦並びに 寡婦福祉法		貸付の対象 1 母子・父子家庭 2 父母のない児童またはこれに準ずる児童 3 配偶者のない40歳以上の女子またはその 女子と20歳以上の子で構成されている家庭
に福祉	が多り	資	婦 金	利用者が負担す	びに寡婦福祉資金 る利子を補助する ・父子家庭の生活	市要綱	\$44.4.1	滞納がなく、母子及び父子並びに寡婦福祉 資金の貸付を受け借入金の返済を行った者
集			Ļ١		の母・父と子を激 互の理解を深め福 。		\$60	松本市ひとり親家庭福祉会に事業委託
母子運管			ム 業		る福祉の向上を図 ために生活を支援 設置。	児童福祉法	S23.4.1 (市設置 28.4.1)	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情 にある女子で、その女子が監護すべき児童 の福祉に欠ける場合
ひと 相 i		親 家 事	庭業		等の身上相談に応 必要な指導を行 増進を図る。	母子及び父 子並びに 寡婦福祉法	\$28.4.21	相談日 月〜金曜日(午前8時30分〜午後5時) 場 所 こども福祉課
女性	相	談事	業	に必要な指導を	に応じ、その自立 行う。また、売春 よる要保護女子に を行う。	売春防止法 DV法	\$32.4.1	相談日及び場所 ① 松本市ジェンダー平等 ・電話相談 火曜・ ・面接相談 午後1時 ② こども福祉課 月~
	i 給	i 付 事 ——	金業	開発のための講 に、その費用の ひとり親家庭の な資格を取得す 修学する場合、	親が、職業能力の 座を受講する場合 一部を補助する。 親が、就職に有利 るため期間の生活の その期間の明得を促 、資格の取得を促	母子及び父 子並びに 寡婦福祉法	H15.4.1	児童扶養手当支給水準のひとり親家庭
家庭!		植制 事			正な児童教育・福 めの専門的相談	省令	\$47.7.1	家庭における児童の身体的精神的環境的生 問題の相談(虐待相談含む)
助。	産	事	業	ず、経済的理由	るにもかかわら で入院助産を受け 産施設に措置入所	児童福祉法	\$23.4.1	健康上入院助産が必要、住居が狭いため産ない、分娩の介助者がいない、衛生・環境な分娩ができない者 (国保・社保から支給の分娩費免責)
子 育 ショ <sup>・</sup> 事				た場合、当該児	時的に困難となっ 童を児童福祉施設 とにより、子育て	児童福祉法	Н8.6.1	市内に居住する18歳未満の児童で、当該 児童の保護者が一時的に養育困難となった 者
				の家庭を、各地 員や主任児童委 持って訪問し、	D乳児のいる全て 区の民生・児童委 員がプレゼントを 乳児家庭と地域を の孤立化を防ぎ、 を支援する。	児童福祉法	H21.4.1	平成21年4月2日以降に誕生した、生後4ヵ月 いる全ての家庭が対象
子育"利用交	て支料」	援事助 成	: 金	減するため、フト・センター事	の経済的負担を軽 ァミリー・サポー 業利用料及び子育 問事業利用料の半	市要綱	Н23.4.1	次のいずれかに該当する世帯 ①生活保護費受給世帯 ②児童扶養手当受給世帯 ③子育て支援医療を除く松本市福祉医療費 ④市民税非課税世帯

	E	申請手続											
所得制限	申請先	必要書類	給付内容	給付方法	交付時期	備考							
		備付の申請書	1 事業開始資金 2 事業開始資金 3 修裝業養金 4 技能業資準 6 成職資本 6 成職資金 6 成應所資資金 8 生活宅資資金 9 住宅空資資金 10 転空等資金 11 就婚 21 就婚 21 就婚 21 就婚 21 就婚	口座振替	通年	5年度の状況 母子 13件 9,793,840円 寡婦 0件 父子 0件 0円							
なし	こども 福祉課		支払の利子 相当分		通常	5年度の状況 母子 0件 寡婦 0件							
			550,000円		年1回	5年度 550,000円							
		入所申込書	措置入所		通年	5年度の状況 母子ホーム入所世帯 5世帯							
						5年度の状況 493件							
	ただし第	時~12時、第2・4会 92・4金曜日 午後4 ~午後5時)				5年度の状況 719件 ①ジェンダ-平等センタ-370件 ②こども福祉課 399件							
			対象講座の受講料 の6割(12,001円 以上20万円を上 限)			5年度の状況 2件 125,318円							
		申請書等	修業期間の全期間 (上限4年) 月額 100,000円 市民税課税世帯 70,500円	口座振替	通年	5年度の状況 6件 3,932,500円							
活上の種々の						5年度の状況 681件							
室が確保でき 上自宅で安全	こども 福祉課								申請書	入所措置費	助産施設への支払	通年	5年度の状況 6件 2,482,230円
なし		中明官	_	I	I	5年度の状況 延べ 74人 165泊							
までの乳児が						5年度の状況 訪問数 1,040人 訪問率 69.2%							
受給世帯	こども 育成課	申請書等	利用料の半額 (上限:月額1万円)	口座振替	利用月の翌 月以降	5年度の状況 延べ62件 185,060円							

# (3)保育園

名	称	目	的	準拠法	開始時期	要件
保育の運	実施及び 営	保育を必要とする。	児童を保育す	児童福祉法 第24条 第1項	S23. 4. 1 市営 S44. 10. 1 以降	保育を必要とする事由 ①居宅内外での労働 ②妊娠出産 ③疾病・障がい ④同居親族等の介護・看護 ⑤災害復旧 ⑥求職・起業準備 ⑦その他
延長保	<b>呆育事業</b>	通常の保育時間(例 ~16:30、保育標 18:30)を超えて例	準時間7:30~		S49.7.1 H8.4.1 H12.4.1	保護者の就労時間等により通常の保育時間 迎できない場合
障がい事		保育を必要とし、 いを有する児童に との統合保育をす 児童の福祉の向上	ついて、健常児 ることにより、	市要綱	S52.4.1 全面改正 H5.1.4	保育を必要とする障がい児で、集団生活が
一時預	かり事業	緊急・一時的に家 なる未就園児を保 園13園で実施) ※定員に余裕があ 園以外でも実施	育する。(指定	法 第6条の3	(H3.5.1 (一部改正) H5.4.1	種別 ①保護者の就労等断続的に家庭保育が困 ②保護者の傷病等緊急・一時的に家庭保 る場合 ③児童福祉上必要な場合 ④私的理由による場合 対象児童 保育所・幼稚園で保育されてい 保育期間 1月15日以内 保育時間 (平)8:30~17:00 (土)8:30~12:30
	育所等経 定費補助 業	私立保育所等の運 育所運営の円滑化	営費を助成し保 を図る。		\$50.4.1	対象 認可保育所等 使途 人件費および管理費
		私立保育所等の施 し、保育所施設の る。			S43.10.1 (全面改正 (S56.4.1) (一部改正 (H27.4.1)	対象 認可保育所等 使途 保育所の新築、改築、増築、大規 設 設備近代化に要する経費
私立幼 営 費 補	稚園等運 甫助 事 業	私立幼稚園等の運園運営の円滑化を	営費を助成幼稚 図る。	市要綱	S46.4.1 一部改正 H27.4.1	対象 認可幼稚園等 使途 人件費および管理費
私立幼設 補	稚園等建助 事 業	私立幼稚園等の施し、保育所施設のる。			S43.10.1 (一部改正 H27.4.1)	対象 認可幼稚園等 使途 幼稚園の新築、改築、増築、大規 設 設備近代化に要する経費
許可外補 助		許可外保育施設の し保育所運営の円			H4.4.1	対象 認可外保育所 使途 人件費および管理費

•	申込	・申請手続	۷۸ /- <del>   </del>	<b>∜</b> ∧	- <del></del>	/# +/·
	申込・申請先	必要書類	給付内容	給付方法	交付時期	備考
	保育課	支給認定申請書兼 入園申込書 市民税通知書 就労証明書 介護等証明等	保育			6年度の状況 (4月1日現在) 公立 41園 児童数 3,770人 私立 25園 児童数 1,559人 ※認定こども園2・3号含む
内に児童を送	在園する 保育園	延長間保育申込書	延長保育		必要な時間	
可能な児童	保育課	支給認定申請書兼 入園申込書 市民税通知書 就労証明書 介護等証明等	保育		必要な時間	入所審査委員会で加配日数 等を判定
難となる場合 育が困難とな ない児童	実 施 保育園	一時預かり事業 申込書	一時預かり		必要な期間	5年度の状況(公立) 南松本保育園他 延利用人数 10,061人 一日平均 43.7人
					前期(6月) 後期(12月)	
模修繕及び施					事業完了後	
	保育課	申請書等	補助金		前期(6月) 後期(12月)	
模修繕及び施					事業完了後	
					前期(10月) 後期(3月)	

# (4) こどもプラザ

名 称	目的	準拠法	開始時期	要 件
子育て支持センター事業	乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に利用することによる交流の場としての機能に加え、育児相談・管児講座等の実施や育児に関する情報を発信し、さらには育児サークルの支援を行う。	市条例	H12.6.1	市内に居住する就学前児童及びその保護者
休日保育事業	休日に保護者の就労等により、保 育に欠ける児童の保育を行う。		H12.7.1	保護者の勤務等社会的に止むを得ない事由 で保育を行うことが困難な市内に居住する、 歳以上の就学前児童
病後児保育事業	病気等の回復期であって集団保育 が困難な児童の保育を行う。	市要綱	H12.7.1 一部改正 H21.9.10	①病気等の回復期にあって集団保育が困難 在満1歳以上の就学前児童 ②保護者の勤務等社会的に止むを得ない事 庭で保育を行うことが困難な市内居住または に勤務している方
子ども子育7安心ルー2		市要綱	H28.10.3 (筑摩) H29.4.1 (小宮) H30.4.1 (南郷) H31.4.1 (波田) R5.7.12 (芳川)	市内に居住する就学前児童及びその保護者

# (5) つどいの広場事業

名	称	E		的	準拠法	開始時期		要	件
つどい 事	の広場	軽に集い、交流	流や	その子どもが気 相談の場として 機能の充実を図	市要綱	H17.4.18	開設場所 芳川・南部・鎌田・ 村・梓川・寿・菅野 田・沢村児童センタ・ 開設日 月〜金 開設時間 9:00〜14:0 (芳川の「なんぶ すくで	・岡田・二子・ 一、寿台児童館 00	田川・

# (6) ファミリー・サポート・センター事業

名 称	目 的	準拠法	開始時期	要 件
ファミリー・ サポート・ センター事業	子育て家庭に対し、育児支援を行 うとともに児童福祉の増進を図 る。	市要綱	Н7.7.22	育児の援助を受けたい方と援助を行ってい 員とした相互援助を行う。

# (7) 子育てサポーター訪問事業

名 称	目	的	準拠法	開始時期	要 件
	子育て家庭の自宅 訪問して保育や育 援を行うことによ る子育で環境のす	が見に伴う家事支 り、地域におけ	市要綱	H22.7.1	自宅での保育や家事支援を希望する、15歳 育てている家庭

	申込	・申請手続	給付内容	給付方法	交付時期	備考
	申込・申請先	必要書類	柏竹内谷	和刊刀伝	文 1 时	畑 ち
	小 南 波 芳 こうこうこうこう どうこうこうこうこう もザどザどザどザどが とが もずとが もずとが もずとが もずとが もずとが とが とうこうこう	利用申込書				5年度の状況 延べ利用人数 73,673人
により、家庭 利用日現在満1	こどもプラザ				必要な時間	5年度の状況 延べ利用人数 446人
な、利用日現 由により、家 保護者が市内	こども プラこど 南郷 もプラザ	登録申込書	保育		必要な期間 (原則1回に つき連続5日 以内)	5年度の状況 延べ利用人数 191人 ※令和6年1月から登録予約 システム導入
	小 南 波 芳 こプ宮ブ郷プ田プ川ブ ミラこうこうこうじげどがどがとがどがとがいます。 もがどがとがいます。 か 南 波 芳	-				5年度の利用状況 延べ相談件数 4,376件

	申込・申請手続		給付内容	給付方法	交付時期	備考
	申込・申請先	必要書類	₩ <b>□</b> 13173 <del>1</del>	加リカイム	又们时期	7)FB 75
島立・今井・新 中山・高宮・和 四賀支所	_	-1				5年度の状況 延べ利用人数 64,664人

申込・申請手続		給付内容	給付方法	交付時期	備	考
申込・申請先	必要書類	WD 1.1 L.1 (4)	かロロンノバム	人口的别	VH	77
ファミリー・サ ポート・セン ター事務ど ら で成課 内)	登録申請書	保育		必要な時間	5年度の状況 延べ利用回数	3,257回

	申請手続		給付内容	給付方法	交付時期	備考
	申込・申請先	必要書類	和刊的谷	和刊力伝	文刊时期	佣 与
までの児童を	ファミリー・サ ポ°ート・セン ケー事務 (こ成課 内)	登録申請書	保育、家事支援など		必要な時間	5年度の状況 延べ利用回数 2,997回

# (8)児童館等

名 称	目 的	準拠法	開始時期	要件
	児童に健全な遊びを与え、その健 康を増進し、情操を豊かにする。	児童福祉法 第40条	\$23.1.1 [ 市設置 ] 41.12.1	運営は指定管理者が26館を管理 指定管理者ごとの管理施設は下記のとお 1 社会福祉法人 松本市社会福祉協議会 あがた・高宮・島内・芳川・南部・ 浅間・筑摩・今井・田川 2 労働者協同組合 ワーカーズコープ 元町・南郷・岡田 3 シダックス大新東ヒューマンサービ 梓川・波田・新村・和田・中山・ 4 特定非営利活動法人 しろがね 沢村
放課後児童健全 育 成 事 業		市要綱	S52.4.1 要綱告示 H19.3.30	1 対象児童 保護者の就労等により昼間留守となる家庭の小学1年生~6年生までの児童(充分なスペースを確保できない施設は4年生まで) 2 利用料 月額
放課後子ども 教 室		児童福祉法 教育基本法 社会教育法 等	H20.4.1	1 開催場所 源池小、奈川小、明善小、 安曇小、※大野川小 (※令和6年8月21日から実施) 2 利用料 無料(保険料は別途:800円程度/年)
児童遊園管理 事 業	児童に健全な遊び場を与え、児童 を事故から守り、健全育成を図 る。	児童福祉法 第40条	S23.1.1 (市設置 39.4.1)	設備基準 ① 敷地660㎡(200坪)以上 ② 遊具、ブランコ、滑り台等の標準的設備
簡易児童遊園 設置改修事業 補 助 事 業	町会等が敷地を確保し簡易児童遊園を設置する事業費、または改修に要した費用の一部を補助し、児童を事故から守り、健全育成を図る。	市要綱	\$44.7.1	簡易児童遊園 66.0㎡以上で設置経費が 子供広場 16.5㎡以上で設備経費が チビッコ広場 16.5㎡以上で設備経費が 改修工事 (補助適用は5年に1回)
児童育成クラブ 設 置 育 成 事 業		市要綱	\$54.4.1	補助対象 放課後児童健全育成事業を実施する児童育 算出根拠 継続的に利用している小学校1~6年生の 児童数を元に、放課後子どもプラン推進事 要綱に基づく「松本市児童育成クラブ運営費 要綱」により算出

# (9) ながの子育て家庭優待パスポート事業・多子世帯応援プレミアムパスポート事業

名 称	目	的	準拠法	開始時期		要	件
	28年度からは、全 サービスを受けられ	企業・店舗等の に家庭を支援す を国の協賛店で でいるように見しただし「多子世	県要綱	「わいわ	及び第1子を妊娠して	満の子どもを1丿 いる方の世帯 満の子どもを3丿	

	申請先	申請手続 必要書類	給付内容	給付方法	交付時期	備考
り (R6~R10年度管理者) 菅野・並柳・島立・寿・二子・鎌田・山辺 ・センター事業団 ス株式会社 明善						5年度の状況 27館(うち児童センター23 館) 延べ利用者数 456,738人
	こども育成課	申請書				5年度の状況 29クラブ 登録者数 (月平均) 3,156人
各教室		申請書				5年度の状況 延べ利用人数 4,131人
			遊び場		通年	37カ所
20万円以上 10万円以上 5万円以上	こども育成課	申請書	簡易児童遊園 補助率2/3 限度額40万円 子供広場 補助率2/3 機度額30万円 チビッコ広場 補助率2/3 限度額 8万円		事業完了後	5年度の状況 11か所 2,174,730円補助
成クラブ 登録 業補助金交付 等補助金交付		申請書	補助金			5 年度の状況 12クラブ 登録者数 325人

		申請手続	給付内容	給付方法	交付時期	備考
	申請先	必要書類	7813130	741373121	2413:3773	p113 3
てている世帯		<ul><li>① 不要</li><li>* 紛失等の場合のみ申請書が必要</li><li>②交付申請書</li></ul>	パスポートカード 交付 1世帯2枚			5年度の状況 ①カード利用者数 22,012世帯 協賛店舗数 600店舗 (県全体では5,520店舗) ②カード利用者数 2,891世帯 協賛店舗数 108店舗 (県全体では1,087店舗)

# (10) 子育て支援クーポン事業

(10)	子育て	支援クー	ポン	事業	,	,			
名	称		目	的	準拠法	開始時期		要	件
	児家庭 トクーポ	している子 び精神的負 料クーポン (令和4年)	育て世 担の軽 券の配 度から	もを家庭で保育 帯の経済的お 減を図るため無 布を行う。 配事業を追加)	市要綱	R4. 4. 1	3歳未満児のうち、 護者 事業) ①ファ育明をエーサルの ②一子では、一子では、一子では、一子では、一子では、一子では、一子では、一子では、	ペート・セン- 訪問事業名 (令和5年月 - トスティリング - トスティリング - ドービス事業 ライブス - サービス - サービス - リー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー	/ター事業 (まむ) 変追加事業) 事業 (美
多子世帯 クーポン	帯子育て	的・精神的か め、就学前の リーサポー	負担と の多子 トセン 問事業	子世帯の身体 軽減を図るた 世帯にファミ ター事業(サ 含む)の無料 を行う。	市要綱	R5. 4. 1	18歳未満の子どもの子どもがいる世帯		こいる家庭
(11)	病児	保育事業					Į.		
名	称		目	的	準拠法	開始時期		要	件
病児保	含事業			られないが、病 ない児童の保育	市要綱	H20.11.1 一部改正 R4.4.1	病状の急変は認めらの勤務等止むを得る の勤務等止むを得る 難な松本市内に在住 5カ月から小学3年 ※保護者が松本市内の児童も対象	い事由に と又は保護者 と生までのリ	:り、家庭で係 が松本市内に 記童
(12)	子ども	の権利相	談室	「こころの針	<b>^</b>	I			
名	称		目	的	準拠法	開始時期		要	件
	も の 目談 室 ろの鈴」	子どもの権 <sup>2</sup> 応じ、助言 <sup>2</sup>		に対して相談に を行う。	市条例	H25.7.17		-後1時~8時	(午後1時~ 等)
(13)	学習・	交流・相	談ス	ペース「はく	<b>ジルッポ</b> 」	運営事	業		
名	称		目	的	準拠法	開始時期		要	件
談 ス / 「はぐノ	交流・相 ペ ー ス ルッポ」 事 業	1867 9 11日	居場所	に通えない子ど の提供と相談・ 。		H25.5.1		ὰ曜日(午後 日(午後1時 -5-1	
(14)	子育で	てコミュニ	ニティ	゚サイト「は	ぐまつ」	運営事業	<b>E</b>		
名	称		目	的	準拠法	開始時期		要	件
ティ! 「はぐ	コミュニ サ イ つ ま 事 業	制作した、'	官民双すく提	との協働により 方の子育て情報 供する子育て支 つ」の運営を行		H22.4.1			
(15)	産後、	ママ家事式	を援り	ービス事業					
名	称		目	的	準拠法	開始時期		要	件
産後ママ	マ家事支 ごス事業			期に母親の身体 ため、家事支援	市要綱	R5. 4. 1	産後120日までの乳 (多胎の場合は生役 親)		)乳児の母

	申請先	申請手続 必要書類	給付内容	給付方法	交付時期	備考
ない子どもの保	対象事業により異なる	_	①1時間券20枚 ②半日(4時間)券10 枚 ③1泊宿泊券3枚 ④1時間券10枚30分 券10枚 ⑤1時間券15枚 ⑥半日(4時間)券10 枚 ⑦半日(4時間)券20 枚 /こども一人当たり 年間			5年度の状況 クーポン利用枚数10,130枚 ※令和6年度からクーポン 電子化
で、かつ就学前	ファミ リートー ポン 務局	1	1時間券10枚/ 世帯当たり年間			5年度の状況 クーポン利用枚数1,076枚 ※令和6年度からクーポン 電子化
	Е	申請手続				hu.
	申込・申請先	必要書類	給付内容	給付方法	交付時期	備考
に至らず、保護者 育を行うことが困 勤務している生後 ・山形村・朝日村	相保内病児の保つい育病との保つい育務との保つい育務との保治を明に見いている。 相保病病との保治の保治の保治の保治の保治の保治の保治の保治の保治の治療を発見には、 は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	登録申込書 利用申込書 診療情報提供書	保育		必要な期間 (原則1回に つき連続5日 以内)	5年度の状況 延べ利用人数 1,995人 ※令和6年1月から登録・予 約システム導入
	l =	申請手続	I			
	申込・申請先	必要書類	給付内容	給付方法	交付時期	備考
6時)	_	_				5年度の状況 延べ相談件数 426件
		申請手続	給付内容	給付方法	交付時期	備考
	申込・申請先	必要書類	7813131	70137314	20133703	Min 3
	_	_				5年度の状況 延べ利用者数 2,975人
-	E	申請手続	給付内容	給付方法	交付時期	備考
	申込・申請先	必要書類	(1) (1) (1) (1) (1) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	和刊刀伍	文门时期	川
	-	-				5年度の状況 ページアクセス数 延べ 96,740件
		ı	ı	ı		I
	E	申請手続				
	申請先	必要書類	給付内容	給付方法	交付時期	備考
	ファミ リート ポートセ 務局	_	日常の家事支援			5年度の状況 延べ利用者61人
					•	

# 令和6年度 松本市保育料(利用者負担額)等について

#### 1 保育料(利用者負担額)についてのお知らせ

- (1) 保育料は、世帯(家計の主宰者(原則ご両親))にかかる市民税額、お子さんの年齢(その年度の4月1日現在の満年齢)、兄弟姉妹の状況等によって決定します。令和6年度の保育料は、8月分までは令和5年度市民税額、9月以降の分は令和6年度市民税額で算定します。市民税額は、調整控除を除く税額控除を加算した額により算定します。
- (2) また、お子さんが何番目かにより保育料が変わります。子どもの数え方は、世帯区分によって対象とする 年齢の範囲が変わります。

徴収基準額表の第1~3子の数え方は、下記の対象範囲のうち、年齢の高い順に第1~3子と数えます。

世帯区分(徴収基準額表を参照)	対 象 範 囲
世帯 ①	保護者と生計が同一のお子さん
世帯②	保護者と生計が同一のお子さん
世帯 ③	18歳未満(その年度の4月1日現在の満年齢)のお子さん
世帯・④	特定の施設※に在籍している小学校就学前のお子さん

- ※「特定の施設」とは、保育園(子ども・子育て支援新制度対象の施設)、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部 (松本盲学校、松本ろう学校)、児童デイサービス(しいのみ学園、療育センターらいふ・みらい)、地域型保育事業に 係る施設(家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)、企業主導型保育事業の助成を受ける施設を指し ています。
- (3) ひとり親世帯等とは、ひとり親世帯の減免が認められる世帯および在宅障害児(者)がいる世帯を指しています。
- (4) 徴収基準額表の()内の保育料は、世帯の18歳未満(その年度の4月1日現在の満年齢)の第3子以降の児童について、長野県子育て支援戦略による追加軽減時の保育料を示しています。
- (5) 延長保育料については、各種軽減は適用されません。

#### 2 満3歳以上児について

- (1) **4月1日時点**満3歳以上児の保育料は、令和元年10月より無償化が開始されています。副食費、延長保育料、緊急 保育料は無償化の対象外です。
- (2) 延長保育料は、満3歳未満児と同額です。

#### 3 副食費について(3歳~5歳児のみ)

- (1) 公立保育園の副食費は月の給食提供日数に関わらず月額4,500円、公立幼稚園の副食費は月の給食提供日数に関わらず月額3,000円です。私立施設の副食費徴収額、徴収方法等は各施設が定めます。
- (2) 以下の①~③に当てはまる場合、副食費が免除されます。
  - ① 1号(特別利用保育を除く)で出生順(小学校3年生以下と特定の施設※に在籍している子どものうちの出生順が第3子以降の子ども、または住民税所得割額が77,101円未満の世帯の子ども
  - ② 2号で同時通園の出生順(特定の施設※に在籍している小学校就学前の子どものうちの出生順)が第3子以降の子ども、または住民税所得割額が57,700円未満 (ひとり親世帯等については77,101円未満)の世帯の子ども
  - ③ 特別利用保育で同時通園の出生順(特定の施設※に在籍している小学校就学前の子どものうちの出生順)が第 3子以降の子ども、または住民税所得割額が77,101円未満の世帯の子ども
- (3) 公立保育園で、感染症等の理由によって保育の一時停止(食事が提供されない日を除き、連続して6日以上)を行った場合は、副食費の減免を受けられます。翌月15日までに申請を行ってください。(余暇や家庭の都合等による欠食は減免の対象外です。)私立施設については、各施設へご確認ください。

#### 4 特別利用保育について

- (1) 年齢、階層等に関わらず月額8,000円の利用者負担額となります。
- (2) 副食費は月額4,500円です。

# 満3歳未満児の2・3号認定子ども保育料(利用者負担額)徴収基準額表

(単位:円)

世帯①	満3歳未満児							74. 巨归去树
(市町村)	R. R		1子		2子	第3子		延長保育料 (月額・30分毎)
階層	定義	短時間	標準時間	短時間	標準時間	以降		
A	生活保護世帯等	0		0	0	, and the second		0
В	市町村民税非課税世帯	0		0	0	0		
С	市町村民税均等割のみ	12,000		3,600	4, 230			350
D 1	市町村民税所得割額 48,600円未満	12,800	14,900	3,840	4,470	0		
D2の一部	48,600円以上 ~ 57,700円未満	18,000	22, 200	5,400	6,660	0		700
世帯②		第二	1 7.	笠'	2子	第3子		74 E 10 + 101
階層	民税所得割額 77,101円未満) 定 義	短時間	標準時間	短時間	標準時間	以降		延長保育料 (月額・30分毎)
А	生活保護世帯等	0	0	0	0	0		0
В	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0		0
С	市町村民税均等割のみ	5,000	5,000	0	0	0		250
D 1	市町村民税所得割額 48,600円未満	5,000	5,000	0	0	0		350
D 2	48,600円以上 ~ 69,300円未満	5,000	5,000	0	0	0		700
D3の一部	69,300円以上 ~ 77,101円未満	5,000	5,000	0	0	0		700
世帯③			1				•	
(市町村)	民税所得割額 57,700円以上) 定	短時間	l 子 標準時間	第2 短時間	2子 標準時間	第3号 短時間	子以降 標準時間	延長保育料 (月額・30分毎)
D2	市町村民税所得割額	18,000		14, 400		(12,000)		(/3/// 00/3/3/
の一部 D3	57,700円以上 ~ 69,300円未満 69,300円以上 ~ 97,000円未満	24, 500		19,600		(18, 500)		700
		<u> </u>	·					700
D 4	97,000円以上 ~ 133,000円未満	37,000	41, 200	29,600	32, 960	-	·	
D 5	133,000円以上 ~ 169,000円未満	39, 500	44,300	31,600	35, 440	31,600	35, 440	800
D 6	169,000円以上 ~ 235,000円未満	45, 300	51,900	36, 240	41,520	36,240	41,520	
D 7	235,000円以上 ~ 301,000円未満	51,000	57,600	40,800	46,080	40,800	46,080	1, 100
D 8	301,000円以上 ~ 397,000円未満	54,000	60,600	43,200	48, 480	43,200	48, 480	1, 100
D 9	397,000円以上	56,000	62,600	44,800	50,080	44,800	50,080	
	【同時通園】	hth:	1 7	kts 6	) <del>J</del>	λ× 0 -	ラ ハ ガタ	
(市町村豆 階層	民税所得割額 57,700円以上) 定 義	短時間	l 子 標準時間	短時間	2子 標準時間	短時間	子以降 標準時間	延長保育料 (月額・30分毎)
D 2	市町村民税所得割額	18,000	22,200	5,400	6,660		1.4. 1 4. 4	
の一部	57,700円以上 ~ 69,300円未満	(12, 000) 24, 500	(16, 200) 28, 700	(3,000) 7,350	(5, 100) 8, 610			700
D 3	69,300円以上 ~ 97,000円未満	(18, 500) 37, 000	(22,700)	(6, 250)	(8, 350)	0	0	700
D 4	97,000円以上 ~ 133,000円未満	(31,000)	(35, 200)	11,100	12,360	0	0	
D 5	133,000円以上 ~ 169,000円未満	39, 500 (33, 500)	` , ,	11,850	13, 290	0	0	800
D 6	169,000円以上 ~ 235,000円未満	45, 300 (39, 300)	51,900 (45,900)	13,590	15,570	0	0	
D 7	235,000円以上 ~ 301,000円未満	51,000 (45,000)	57,600 (51,600)	15,300	17, 280	0	0	1 100
D 8	301,000円以上 ~ 397,000円未満	54,000		16,200	18, 180	0	0	1, 100
		56,000	62,600			<del> </del>		1

<sup>※4</sup>月1日現在の満年齢で決定します。 ※延長保育料は満3歳以上児も同額です。